

【介護予防短期入所療養介護 利用料のご案内】

< 第4段階 >    超強化型    個室    1割負担

利用日数  
1 日

<b>要支援 1</b>			
介護報酬	619 単位 × 10.45 = 6468 円	(1日) 647 円	
+ その他加算		合計	<b>1,500円</b>
食費	1575 円 × 1 日 = 1575 円	1575 円	1,575円
日常生活費等	368 円 × 1 日 = 368 円	368 円	368円
居住費	1,668 円 × 1 日 = 1668 円	1668 円	1,668円
個室料金	1000 円 × 1 日 = 1,000 円	1,000 円	1,000円
		日常生活費等合計	<b>4,611 円</b>

介護保険負担分+日常生活費等  
**6,111円**

<b>要支援 2</b>			
介護報酬	762 単位 × 10.45 = 7962 円	(1日) 797 円	
+ その他加算		合計	<b>1,660円</b>
食費	1575 円 × 1 日 = 1575 円	1575 円	1,575円
日常生活費等	368 円 × 1 日 = 368 円	368 円	368円
居住費	1,668 円 × 1 日 = 1668 円	1668 円	1,668円
個室料金	1000 円 × 1 日 = 1,000 円	1,000 円	1,000円
		日常生活費等合計	<b>4,611 円</b>

介護保険負担分+日常生活費等  
**6,271円**

< その他の主な加算 >

1割負担

	サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位	19 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が一定数満たしている場合
○	サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	23 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が一定数満たしている場合
○	夜勤職員配置加算	24 単位	25 円	夜勤を行う職員数が配置基準を満たしている場合
○	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	46 単位	48 円	適正な職員配置及び在宅復帰の指標を満たした事業所として加算されます。
○	個別リハビリテーション実施加算	240 単位	251 円	個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	送迎加算(片道)	184 単位	193 円	送迎実施時に加算されます。
○	送迎加算(往復)	368 単位	385 円	送迎実施時に加算されます。
○	療養食加算(1日に3回を限度)	8 単位	9 円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合加算されます。 *療養食:糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、 脾臓病食、痛風食、脂質異常症食、特別な場合の検査食
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	209 円	認知症の症状により緊急に入所することが適当であるとなった際加算されます。
	緊急時施設療養費	511 単位	534 円	病状が重篤となり緊急的な治療管理(投薬・検査・注射・処置等)実施時に加算されます。
○	※介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(当該事業所における一月の算定単位数の39/1000)		
○	※介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(当該事業所における一月の算定単位数の21/1000)		
○	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等の引き上げ(当該事業所における一月の算定単位数の8/1000)		

※介護処遇改善加算…算定要件;介護職員の賃金の改善等を実施している場合

【介護予防短期入所療養介護 利用料のご案内】

< 第4段階 >    超強化型    多床室    1割負担

利用日数  
1 日

<b>要支援 1</b>			
介護報酬	658 単位 × 10.45 = 6876 円	(1日) 688 円	
+ その他加算		合計	<b>1,543円</b>
食費	1575 円 × 1 日 = 1575 円	1575 円	1,575円
日常生活費等	368 円 × 1 日 = 368 円	368 円	368円
居住費	377 円 × 1 日 = 377 円	377 円	377円
		日常生活費等合計	<b>2,320 円</b>

介護保険負担分+日常生活費等  
**3,863円**

<b>要支援 2</b>			
介護報酬	817 単位 × 10.45 = 8537 円	(1日) 854 円	
+ その他加算		合計	<b>1,720円</b>
食費	1575 円 × 1 日 = 1575 円	1575 円	1,575円
日常生活費等	368 円 × 1 日 = 368 円	368 円	368円
居住費	377 円 × 1 日 = 377 円	377 円	377円
		日常生活費等合計	<b>2,320 円</b>

介護保険負担分+日常生活費等  
**4,040円**

< その他の主な加算 >    1割負担

サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位	19 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が一定数満たしている場合
○ サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	23 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が一定数満たしている場合
○ 夜勤職員配置加算	24 単位	25 円	夜勤を行う職員数が配置基準を満たしている場合
○ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	46 単位	48 円	適正な職員配置及び在宅復帰の指標を満たした事業所として加算されます。
○ 個別リハビリテーション実施加算	240 単位	251 円	個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
送迎加算(片道)	184 単位	193 円	送迎実施時に加算されます。
○ 送迎加算(往復)	368 単位	385 円	送迎実施時に加算されます。
○ 療養食加算(1日に3回を限度)	8 単位	9 円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合加算されます。 * 療養食: 糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、痛風食、脂質異常症食、特別な場合の検査食
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	209 円	認知症の症状により緊急に入所することが適当であるとなった際加算されます。
緊急時施設療養費	511 単位	534 円	病状が重篤となり緊急的な治療管理(投薬・検査・注射・処置等)実施時に加算されます。
○ ※介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(当該事業所における一月の算定単位数の39/1000)		
○ ※介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(当該事業所における一月の算定単位数の21/1000)		
○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等の引き上げ(当該事業所における一月の算定単位数の8/1000)		

※介護処遇改善加算…算定要件;介護職員の賃金の改善等を実施している場合